

「口座振替」により労働保険料等を納付されている  
事業主の皆様へ

能登半島地震による納期限延長の対象事業場においても  
労働保険料等の年度更新申告書を提出された場合は、  
口座振替の引き落としが行われます。

※令和6年度労働保険料等（全期・1期）の口座振替納付から対象

※ 口座振替を申請されていない事業場は対象外になります。

令和6年能登半島地震により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。  
また、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

当該地震を受け、下記指定地域において、労働保険料等の申告書提出・納付等の  
期限が延長されています（以下「期限延長」）。

○ **期限延長の対象事業場**（以下「対象事業場」）

指定地域に所在する事業場等。

（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

指定地域〔 石川県 富山県 〕

この対象事業場（口座振替納付の申請手続済みのものに限る。）について、期限延長の間は、口座振替納付を停止しております。しかしながら当該地震後、多くの事業主の皆様から口座振替納付の継続を希望される声をいただいたことを受け、対象事業場においても、年度更新期間内（令和6年6月3日（月）～7月10日（水））に年度更新申告書を提出された場合は、令和6年度全期・第1期分から労働保険料等の口座振替を実施することといたします。

（繰り返しとなりますが、対象事業場におかれては、期限延長の間は申告書を提出しない（＝口座振替納付を行わない）ことが可能です。）。

申告書を提出された後に、口座振替納付の停止を希望される場合は、下記項目をご確認の上、最寄りの労働局へご相談いただけますようお願いを申し上げます。

※下記項目を記載の上、本状をお持ちいただくと確認が取れやすくなります。

- ・ 労働保険番号：
- ・ 事業場名：
- ・ 住所：
- ・ 電話番号：

※申告書の提出日が上記年度更新期間経過後であっても、口座振替の対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※令和5年度第3期及び第4期分（単独有期事業）については、延長後の納期限が決まり次第、別途納付書を発送することとしています。（納期を待たず、早期の納付を希望する場合は、最寄りの労働局へご相談いただけますようお願いを申し上げます。）

【お問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課徴収係

電話番号：03-5253-1111（内線5157）